令和7年度
甲良町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！（最大60万円）

1. 補助対象

1. **令和7年1月1日から令和8年2月28日**の間において婚姻の届出が受理されていること。
2. 婚姻の届出の受理日におけるご夫妻の年齢がいずれも39歳以下であること。
3. ご夫妻の所得を合算して500万円未満であること。
   ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫妻の所得から控除
4. 新居となる住居及び住所が町内にあること。
5. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
6. 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
7. 町税等に滞納が無い世帯であること。
8. ご夫妻ともに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係等を有する者ではないこと。

⇒以上**8つ全てに「当てはまる」方**は、補助の対象となります。

2. 対象となる費用

◇新居の住居費
- ㋐新居の購入費
- ㋑新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

㋐㋑を合わせて
1世帯あたり
最大60万円です。

※対象となる住居が町内にあること
※**令和7年1月1日から令和8年2月28日**の間に購入又は賃借する費用

3. 補助限度額

60万円（ご夫妻ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯）
40万円（ご夫妻ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯）

4. 申請方法

甲良町結婚新生活支援補助金交付申請書に次の1から14までの書類を添えて、甲良町建設水道課の窓口に**令和8年2月28日**までに直接申請してください。ただし、予算がなくなり次第、受付終了します。

※必要に応じて下記に加えて書類の提出を依頼する場合がありますので、ご了承ください。

	必要書類	備考
1	住民票（世帯全員）	
2	婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	
3	申請者及び配偶者の直近の所得・課税証明書の写し	転入転出の関係で取得できる自治体が変わります。
4	申請者及び配偶者の町税完納証明書及び町納付金完納証明書の写し	
5	貸与型奨学金の年間返還額が分かる書類	ご夫妻の合計所得が500万円以上で、ご夫妻に貸与型奨学金を返済している者がいる場合に限ります。年間返済額の期間については、所得・課税証明書の期間と同一期間です。
6	物件の売買契約書及び領収書の写し	住宅を購入した場合に限ります。
7	物件の賃貸借契約書及び領収書の写し	住宅を賃貸借した場合に限ります。
8	貸与型奨学金を返済したことが分かるもの	貸与型奨学金を返済していた場合に限ります。
9	住宅手当支給証明書（様式第2号）	
10	離職票の写し又は退職証明書	離職した場合に限ります。
11	取得しようとする住宅の位置図	
12	暴力団関係者ではない旨の誓約書（様式第3号）	
13	結婚新生活支援事業に関するアンケート	
14	転職した翌月の給与支払明細書	婚姻を機に転職した場合に限ります。

5. お問い合わせ及び申請先

名称：甲良町　建設水道課
住所：滋賀県犬上郡甲良町大字在士350番地
TEL：0749-38-5068　FAX：0749-38-5071　E-Mail：kensui@town.koura.lg.jp